

居宅介護支援事業所 松葉園 事業運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 志豊会が開設する居宅介護支援事業所 松葉園(以下、「事業者」という。)が行う指定居宅介護支援等の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、要介護状態にある利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な居宅介護支援(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 利用者の権利の擁護、虐待の防止のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 松葉園
- (2) 所在地 千葉県野田市中里 43 番 3

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人(常勤)
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) 介護支援専門員 2人以上(常勤2人以上) うち1名は管理者兼務
サービスを提供します。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 月曜日から金曜日まで
(国民の祝日に関する法律に規律する休日、並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分まで
ただし緊急であり、必要と認められた場合はこの限りではありません。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

(受給資格等の確認)

第7条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

(居宅介護支援の内容と提供方法等)

第8条 サービスの内容は次のとおりです。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- (2) 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- (3) 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- (4) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。

- (5) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。
 - (6) サービス担当者会議等は、原則として利用者の自宅にて実施します。
 - (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。
8. 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、次のことを説明します。
- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。
 - ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

(サービスの取り扱い方針)

- 第 9 条 事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行います。
- 2 事業者及び従業者はサービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものにならないよう、配慮して行います。
 - 3 事業者は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 4 事業者は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
 - 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

(通常の事業実施地域)

第 10 条 通常の事業実施地域は千葉県野田市とします。

(利用料及びその他の費用)

- 第 11 条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
- 2 事業所は、法定代理受領の当該しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
 - 3 通常の事業実施地域を越えた地点からサービスに要した交通費は、その実費を徴収することとし、自動車を使用し概ね 1Km 以上の場合 1Km につき50円を実費徴収します。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。
- 5 介護支援専門員の居宅訪問頻度： 少なくとも月1回以上訪問
モニタリングの結果記録： 月1回

第6章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第 12 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとします。
- 3 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 4 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとします。

第7章 その他

(勤務体制等)

第 14 条 事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けます。
 - (1)採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

3 従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示します。

(記録の整備)

第 15 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第 16 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業所は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 利用者の権利の擁護、虐待の発生又は再発の防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための検討委員会(テレビ装置等を活用することが出来るものとする)を定期的で開催するものとし、その結果について従業者に周知徹底する。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護するもの)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 18 条 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防又は蔓延の予防のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る。)を概ね 6 月に1回

以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底する。

- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(その他運営に関する留意重要事項等)

第 20 条 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人志豊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 平成29年 6月 1日施行

附則 平成30年 2月 1日改定

附則 平成30年 4月 2日改定

附則 令和 3年 6月 1日改定

附則 令和 5年12月 1日改定

附則 令和 6年 9月 1日改定